

日税連幹部と懇談会

「基本要綱」大中の後退か

自主権・使命いまだ検討されず



全国青年税理士連盟

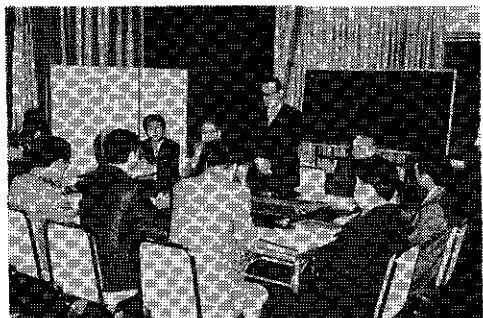
東京都渋谷区千駄ヶ谷
5-20-11
第1シルバークビル5F 501号
電話 03(356)2916

会 長 湖 東 京 至
編 集 人 人 吉 夫
広 報 部 長 石 井 吉 夫

我々全青税と日税連幹部との懇談会が、去る十月二十一日東京新宿のパークホテルで開かれた。税理士法改正運動に対して、日税連がどのような姿勢で、政府側等と折衝しているのだろうか、我々の悲願である「基本要綱」は、はたして堅持されているのだろうか。我々全青税の面々は、二時間弱の短い時間に追われながら、不安を率直にぶつけたのだが、かゆい所に手が届かず、ジリジリした気持ちになった。

出席者

- 日税連(四名)**
山本会長、織本担当副会長
四元専務理事、春好法对委員長
- 全青税(十二名)**
湖東会長、小林副会長
中屋副会長、大西副会長
土田副会長、石亀総務部長
池田組織部長、小西法对策部長
岩本東京青税会長、稲垣神奈川
青税代表幹事、石井広報部長
川崎広報副部長



山本 平素会務の運営に対し、何かと御協力を賜り、ありがとうございます。本日は別に論議の席ではありませんので、ものやわらかに、お互いの意のあるところを充分つくして御了解を願いたい。

青税 会長の湖東です。全国から来た会員を紹介します。その前にクレッカー先生の講演に際しましては御援助いただきありがとうございます。

山本 こちらは、私と、織本副会長、四元専務理事、春好法对委員長の四名です。

青税 本日は総括分科会の行われた後ですので、税理士法改正問題を中心に、一応経過説明をお願いし、その後で質問をしたい。

山本 委員の全部がそろっていないし、適格な資料も持っていないので、単なる話になりますけど……。

青税 二、三質問します。「基本要綱」が、私どもの印象では、実質的にねじまげられているように思う。特に「税理士界六九一号」源流欄に書かれている如く、又先般東京で行われた東京会との懇談会の席上で、織本副会長の云われた「本墨打は無理だから、せいぜい二墨ベースをどう」という話もあったくらいだ。本日は、「基本要綱」をゆがめないということを確認したい。

織本 今度の運動で「基本要綱」をゆがめるのではないかという声があるしかし私達は「基本要綱」と要望書に基づいて政府側に対し運動を進めているし、これからもそうしたい。ただ現実「基本要綱」のすべてを貫くということについては危惧の念もたざるを得ない。やはり相手のあることなので弾力的な態度が必要だ。弁護士会、会計士会、政府等の考え方も勿論あることだし……。今度の改正については、まだ政府の考え方は出ていないが、昭和三八年の税調答申があることと、三九〜四〇年にかけての政府原案の考え方はある。昭和四七年に横山議員の質問に佐藤内閣が答えているし又、今年になっても、大蔵委員会での横山質問に対し「従来の考え方は変えていない」と主税局長が答弁している。又その席上で、「現在税理士会と正式な机に就いて話し合いをしている。今後税理士会の意見を充分聞いていく。」とも答えている。弾力的にとれるが、しかし「基本要綱」すべてということでは問題があるだろう。しかし「基本要綱」は腹にすえて運動を進めていく。現在も「基本要綱」

本要綱」をゆがめないということを確認したい。

織本 今度の運動で「基本要綱」をゆがめるのではないかという声があるしかし私達は「基本要綱」と要望書に基づいて政府側に対し運動を進めているし、これからもそうしたい。ただ現実「基本要綱」のすべてを貫くということについては危惧の念もたざるを得ない。やはり相手のあることなので弾力的な態度が必要だ。弁護士会、会計士会、政府等の考え方も勿論あることだし……。今度の改正については、まだ政府の考え方は出ていないが、昭和三八年の税調答申があることと、三九〜四〇年にかけての政府原案の考え方はある。昭和四七年に横山議員の質問に佐藤内閣が答えているし又、今年になっても、大蔵委員会での横山質問に対し「従来の考え方は変えていない」と主税局長が答弁している。又その席上で、「現在税理士会と正式な机に就いて話し合いをしている。今後税理士会の意見を充分聞いていく。」とも答えている。弾力的にとれるが、しかし「基本要綱」すべてということでは問題があるだろう。しかし「基本要綱」は腹にすえて運動を進めていく。現在も「基本要綱」

について詳細に要望している。まだ二・三を残しているが、全部を要望し終ったところで政府側の考え方が出てくる。まだどういう考え方がわからないが、その段階で考え方に開きがあれば要望を続けるし、各政党にも根廻しを進めている。政府案が出来る前の段階においても、色々折衝していく考えである。「基本要綱」全部については、なかなかむづかしい。基本的には、「基本要綱」に従っていくが……。

「基本要綱」の手直しはありうる。

青税 「基本要綱」を手直しするのか。

織本 「基本要綱」自体、基本という文言を付けざるを得なかった。基本的な考え方について書いた訳で、まだ討議すべきものがあったのだ。従って条文になる形にすべてかなっているとは限らないので、一字一句を守れと云われても困る。しかし基本的に貫いていく。

青税 「基本要綱」は、基本的に重視していくという事は判った。ただ「税理士界」等によれば、各方面との折衝の段階で、すでに基本要綱が守られていないと思え

る。例えば試験制度について「基本要綱」から離れたところで可成りの時間を掛けて討論が行われていたのではないか。

春好 「基本要綱」には、特試験止後に一般試験を検討するんだと書かれていた。しからば何故、現在税対委員会で審議するのかと云えば、今後政府折衝の段階で、当然この問題は出てくるだろう。それに対し、無策という訳にはいかな

いので検討しているのだ。
青税 対外折衝の為に検討しているのです。特試験を廃止する運動が前面に出てこなければならぬ筈だ。特試験止の運動を、とりあえず進めることは間違いないのか。

春好 間違いない。
青税 運動の進め方の中で、具体的に、キャンペーンを張るとか、何か捉えていくという経過はないのか。

春好 試験制度の方向制だけを検討している。
青税 労組や政府との折衝において、特試験止の運動はどの様にするのか。それとも特試験止はもう決ったのか。

春好 政府に向けて特試験止を要望しているが、まだ政府から答えは出て来ていない。しかし労組等

と話合っていて、かみ合わないこととは確かだ。皆んなが納得出来る様に、どこに接点を見出すかだと思う。政府の考え方が出てきてから、詰めなければならぬ。

青税 特試験止は重要な問題だ。私もが政府、労組と話し合い、独自の運動を展開したとしたら、どう思うか。

四元 日税連の改正運動の大半が特試験止の運動である。

青税 大阪でやっている特試験違憲訴訟の原告団との話し合いを一回もやっていないのか。

四元 やっていない。やろうと考えていない。むしろこの訴訟の為に、結論が出るまで税理士法改正のテーブルに着くの待とうという意見さえも政府側にあり、弱った面もあるのだ。

最近のホットニュースだが、特試験存続について税務職員が、税務調査の際、税理士相手にキャンペーンをやっている、殆んど税理士が「特試験存続で結構です」と云っているそうだ。その場に迎合して開いた口がふさがらない。

青税 特試験止の問題は、税理士法改正の色々な面に影響してくると思う。日税連が、本当に正面からこの問題を捉えているとすれば、具体的に提示願わないと納得

出来ない。

納税者無視の法改正

四元 実務経験を全く無視して、全員が一般試験を受けると云えば非常に抵抗があり、政府の了解の下では改正出来ない。特試験止といっても色々ありけりて、完全な一般試験のみと主張していくならば、お話にならない。実務経験をどういう形で認めるかだと考える。

青税 改正運動について、機関紙や会談を通じて、色々聞かせても貰える様になったことは大変ありがたい事だ。織本副会長の考え方をうかがうと、表現としては判ったが、具体的には、基本要綱のどこを、どのように変更にとまらず内容も変ってしまうということになり、とりよる。」「税理士界六九〇号」の記事等で、考え方を明らかにしてしまっている。こうした印刷物になることによって、外部にどんな日税連の考え方が、出ていってしまっている。こうした事が、実はおそろしいのだ。税理士に対して納税者がどう思っているかであり政府や労組がどう思っているかではないと考える。もう少し強腰で、基本的な立場で納税者を守る

ということをやってもいいのだから。既成事実をほとんど作り上げ結果的には、内容をも変えていくことになってしまうということが、本当に心配だ。

四元 基本的な問題と現象的な問題がいっしょになってしまった。どんな反響があるかみる程度だ。

青税 先程の税務職員による調査中における一問一答などは、職権を利用して聞き置けない。日税連で差し止めをしてもらわなければならない。

答弁は無慮だらけ

四元 基本的には日本国民全部が一般試験を受けてもらうのだということだ。ただ実務経験を尊重するならば科目免除をどうするかということがポイントだ。

青税 それは、我々が決めることではないでしょう。
織本 各分科会を作り各関係団体と話し合いをしてきたが、国税労組も機関決定をしようとして出てきているのだし、感触を得る形で接触してきた。そこで専門委員を出してとことん話し合いしようということであった様だが、それを総括分科会で認めようなどとは云っていない。

青税 そんなことを云っているの

ではない。もっとも基本的な態度について申し上げているのだ。専門委員を出して、土俵に上ってしまつて、こういう議論をすることの是非が問題ではないか。

織本 試験制度については、これからの問題なのだ。

青税 しかしこうしたことを積み上げていったのでは押し切られる可能性もある。基本的な態度で一步も二歩も受け入れてしまつていく。試験制度は、すべてに影響してくる。良識ある弁護士は、「現在の様な、レベルの低い税理士を生み出す特試があるから税務出廷陳述権を認めていないのだ。もし特試が廃止され税理士の質が向上されれば出廷陳述権は認めても良い。」と云っているのだ。

織本 試験制度については今後の問題だ。そういうことがあつたという経過を明らかにしたまでだから、それによって縛られることはない。

青税 特試の廃止から別の制度が出来るといふことが、受験生の間に広まってきているとしたら、執行部は、相当の責任を負わなければならぬ。前回は試験制度が出たことで改正がなされた経験もあることだ。特試廃止についてキャンペーンを張るべきではない

か。

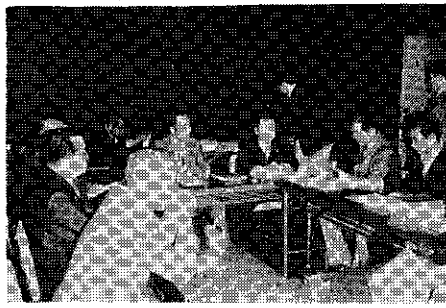
織本 税理士制度は、社会的地位と大いに関係をもつので、試験制度をより高度なものにしていくという考えが、当初あつた。唯、特試をそのままにしておいたのでは過去の二の舞となる。そこで、特試を廃止した後でなければ試験制度は、手直し出来ないという考えはあつた。

青税 仮に試験日をとつても、月末の忙しい時期に行われ、受験生には不利になってきている。執行部が、いくら考えているよと考えているよと云つても、この様な現象は基本的な立場が軟弱である為ではないのかと思わざるを得ない。

四元 そういふところで基本的姿勢を云々されては困る。試験日は学者先生の夏休みに採点したいという要求から決められた事でありしかも可成前から日程が決るので実害はないと思う。

山本 特試については、国税労組も廃止しようという意見である。そこで既得権をどうしてもらえないのかと云っているのだ。我々とするれば、「基本要綱」を突っ張つて何年かかってもよいと云うのか、それともある程度の経過措置を設けて認めて行こうとするかを決定して交渉を進めている。

青税 そういうことではない。昨年二月七日の総決起大会の時も、全青税は、やることの是非について意見を申し上げた。日税連が、「基本要綱」が出来てから今まで本腰を入れて運動をしてきた既の議論かということをお願いしたい



でいるのではないと思う。

山本 税政連の決起大会は、私も反対だった。機関決定には会長も従わなければならない。デモとか決起でまともなものではない。話し合いが本筋だと考えている。

四元 前の執行部については云いたくないが……山本会長になつてからは、やっている。税理士会の考えは浸潤しきっている。唯既得権だと云ってくるので中々……

青税 国民的立場に立つて運動をしないと駄目だ。頭から法律は妥協の産物だという考え方は、改正は難かしいのではないか。

会長の認識薄弱

山本 利害関係団体が多い。特に政府との利害関係は大きい。租税行政を害しないという前提がなければ、政府が同意しない。政府が同意しなければ自民党は同意しない。それを犯しては改正は出来ないことになる。現実に立脚した理論や方法でなければならぬ。

四元 交渉は妥協点をさぐる為のものではなく、腹のさぐり合ひだと理解してもらいたい。

青税 会計監査と係り合ひをもっているのではないのか。その辺が実務的によどの様に動いているのか。

四元 それはそれでお願いします。あとは政府段階、国会段階があるが、まあ色々な手がありますからね。

青税 こちらから変なアプローチをしないで欲しいですね。

青税 執行部が先走つて決めるといふことはないでしょうね。

四元 決められないでしょうね。春好 分科会活動が、あの辺まで詰まるといふことに行き過ぎがあ

つたのではないかと、実は分科会活動の反省があつた。分科会活動の性格、すなわち理事会にかけるだけなのかということをおくればせながら反省している。

青税 反省は、春好先生個人的にですか、それとも機関ですか。

春好 機関です。

青税 それでは、反省したことの文書を何らかの形で流してもらえませんか。

春好 そういふことではない。分科会活動の性格を最初に充分、たいていおこなつたということだ。その為色々な問題が起つてきた。

織本 あの問題では、私もおこつた。「こまるじゃないか」とね。そうしたら両方が機関決定をしようとして、ただ話をしたんで、両方もこれには縛られない。ということを確認している。

青税 それは倫理の問題ですよ。それは、いいかげんな話ではないか。

春好 カミシモを脱いで真意を話し合おうじゃないかと、やっていたわけだ。

青税 我々は信頼していたが、最近になって、こういう問題が出てきたのでは危惧の念を持たざるを得ない。

山本 交渉の段階では、いろいろな意見が出てくるよ。機関紙に載ったのも、こういう経過だという記事なのだ。そのつもりで読んでもらいたい。これから煮詰めて行くのだ。

青税 試験制度はこれくらいにして、次に小規模問題も心配している一つです。この問題を総括分科会でとり上げなくてはならないというきっかけは何であったのか。すなわち小規模問題を各単位会に戻して検討されたいという命令を出したいきざつてである。

春好 小規模問題は、前執行部からの引継事項であった訳だ。業務制限としての問題だ。

四元 各単位税理士会々長に出しているが、前提として、税理士法改正に盛り込むという考えはない。派遣規則にしても、税理士法が抜本的改正が行われるまでの臨時的なものなのだ。この問題は、交渉の段階で、政府側からテラリテラリと出てきている。現在の様な薄謝で、狩り出しするのでは申し訳けない。よって予算を多く計上して小企業対策によるこんで当てもらえる様にしたい。とこういうことでむこうの好意なのだからこちらで何も怒ることはない。

青税 派遣規則制定の時に、税理

士法にも影響するので時間をかけて、単位会に流して欲しいと、我々全青税も要望書を出した。ところが執行部に決め手がなかったにも拘らず、総時総会で決め、更に七月に至って改正税理士法にいかにも盛り込むべきか考究されたいなどというものが出てくると、本当に心配だ、今後の運動とどう関係してくるか答弁願いたい。

山本 経過を説明すれば、顧問税理士問題には、商工会も商工会議所も閉口したわけだ。そこで専門相談員を新たに設け任意に一本釣りにしようとしてきた。一本釣りを広く止めることが出来たという事で効果大であった。本来民法の契約の自由を阻害するものであるが、公益的なるものであるから、やむなくやった。なるべく早い機会に廃止したい。

「商工会、商工会議所等の税理士法違反行為は摘発する！」と四元専務

青税 改正とどう影響するのかわからない事を質問しているのだ。

四元 現行税理士法では、青申会なり商工会等が、納税者が必要とする税理士を斡旋しているのだから税理士法違反ではないと解釈していた。しかし彼らのやっている

ことが巨大会計事務所化しているというのであれば、とんでもないことだ。「基本要綱」の中に、斡旋禁止の規定があるので、それが立法化されるなら、小企業対策について税理士会は知らんよということになる。そこで税理士会が知らんよという態度をとっていいかどうかということだ。知らんよという場合、商工会等に税理士業務を認めやせんかという問題が出てくるだろうから、その辺をどうするかということだ。

青税 そうすると小規模問題についての作業は、税理士法改正とは関係ないと理解していいですね。

四元 関係なくはない。「基本要綱」では全然知らないよということになるので、それでいいのかわからないことだ。「基本要綱」作成時には、小企業問題は今程エスカレーターしてはなかった。今日聞いたニュースだが、通産省あたりでは、増々指導員を拡充すると云っているのだから相手の力を利用して投げ飛ばす方法でも考えなければならぬ。名案があったら教えてくれ。

青税 現行法でも巨大会計事務所化している場合は、摘発出来ると云いましたね。

四元 そうです。

青税 私共もそれを最初から云っ

ているのだ。そうであれば、そこにわざわざつけてやって立法化などというからおかしくなってしまふのだ。実は、政府を最大に利用して法人会をどの様に指導育成していくかと考えているし、申告書も特別のものを、税理士業務に近い事もやっているのだ。そういうことをどう感じているのだ

四元 東京税理士会のことですか？シールを貼る位は知っているが、その他の出席表を付けて提出する等知らない。

青税 云われることと違う方向に進んでいる様に思う。「派遣規則」を決め、そして法改正に入れるという事は、税理士法自体ザル法化するという危険がある。当局が税理士会を無視して法人会等に向けてやってきた場合、どうして對抗するのか。法改正に入れてしまえば合法なのだから何の主張も出来なくなるので恐ろしいと云っているのだ。「基本要綱」の全くの方向転換である。国税当局が法人会を全面的に支援するという文書も出ていたが、これについてどう考えているか。

我々は、かゆい所に手がとどかずジリジリ

四元 いま云われたとおりになる

とすれば、憂々しきことだ。私としても飯の食い上げだ。ただ「基本要綱」では、斡旋禁止を出しているから、それを法文化した場合、小企業対策にソッポを向くんですかとの質問にどう答えるべきかということだ。

青税 それでは「基本要綱」を補正しなければならぬ。修正案が出来ていて、単位会長に検討せよと出したのではないのか。

四元 飲みに行くか、行かないか検討しなさいと云っているのだ。どこへ飲みに行くかとは云っていない。

青税 小企業対策委員会では、すでに原案を出して飲みに行く先まで決めているのではないのか。

四元 委員会がやったことまで知らない。小企業対策委員会も一生懸命やっている様だし、あまり先走りしないでほしい。仲々良い線を出しているようだ。

山本 小企業問題は、税理士会で一番困った問題だ。個人的には、一元化構想が実現すれば解決すると考えている。

三本柱は後まわし

青税 「基本要綱」の三本柱は、どうなっているのか、その方の交渉は進められていないのか。

織本 自主権については要望している。使命の問題は残している。権利義務の問題が、まだ途中までだ。試験制度の問題は、もう一度話合う。政府がいやがっている問題を引き出したので、徐々に行きませんとね。しかしある程度意見交換をしている。もう二〜三ヶ月で終る。

四元 戦術で前後しているのだから、決してさけていてはいけない。青税 四元専務から関係団体との折衝は、決して妥協の接点を求めるものではないということが云われたが、仮に「基本要綱」がパーフェクトでないなら、これと、これは絶対ゆずらないぞという点があったら聞かせてもらいたい。

山本 決心はもっている。基本要綱堅持の姿勢はもっている。だが今後の経過について、どうなっていくかについては心配している。

青税 自主権を抜いたら改正の意味がないではないか。

トップ間に見解のずれ

青税 おかしいではないか。「基本要綱」堅持と云っていないながら検討するでは、全くおかしい。

織本 自主権の内容は税理士会に監督権と徴収権との二つを持たせることであるが、重要だと考えている。今後とも政府と折衝していくつもりだ。まだ政府側の考えも出ていない。

青税 自主権についての政府側の感触はどうか。

四元 まだ事務段階なので……改正については小出しにせず全部についてという考えだ。今回の改正が出たら五〜一〇年改正が来ないと思っているからだ。

青税 ニュアンスの違いで逃げている様だ。要求する場合でも出し方が問題だ。全面的に出すということと、一部駄目なんだということでは、大分ニュアンスが違う。

春好 政府からいろいろ意見が出る。それでは今度はどういう手段でどるのかということについて検討するというのが現在の方針だ。どういふふうに進んでゆかか全く判らない。

機関紙は誰が書いたか。トップの意見が反映されていない

青税 「税理士界六九一号」の源流欄で云っていることは、一般会

員に誤解されますよ。本日幹部のご意見とは違うではないか。

春好 「基本要綱」の受けとめ方でも読み方が変わる。しかし姿勢は、うそかくしなくはつきりしていると理解して欲しい。

青税 そうするとこの源流で言っている「基本要綱は理想である」という文言を「基本要綱は現実に立つ」と解釈してよいですね。一つそういう源流をどなたか書いてもらいたい。

春好 具体的な問題では、いろいろ出てくるが、それは過程として受けとっているものであり、方向性だけは、はっきりしている。

青税 骨抜き改正であれば、改正の反対をしなければならぬ。

山本 「基本要綱」は理想であるが、追加するものがあれば強化補足せねばならない。

補足は補正ではないと奇弁

青税 補正ということとは、部分的な変更ではないか。

山本 よりよくすることだ。かけ引きのある言葉ではない。

青税 よりよくすることにしても「基本要綱」を作ったのと同じ手順で、下におろして、じっくり検討してもらいたい。

山本 言葉に沿って行きましょう

五二年は改正出来ず、五三年以降か

四元 補足を「基本要綱」補正として考えていない。そんなことをしたら時間がかかって仕方ない。おそらく政府折衝で「基本要綱」どうりにはならないだろうから、税理士会としてのめるかのめないかを機関決定しなければならぬ。政府提案の場合、税調にかけると云っているのは五二年の通常国会は無理だろう。六ヶ月税調でかかるから五三年通常国会に何とか間にあわせたい。また政府から要綱という形で出てくるだろうから、それに対しあらゆる接渉をするし、これ以上どうにもならぬという時には相談することになる。

青税 相談は事前に頼みますよ。

四元 勿論一年延ばしてでも相談しますよ。

主税局長のあいさつのテープを聞かせましょう

青税 今の感触では、政府の態度は非常に厳しいと映るのだが。

四元 主税局長が、日税連の総会で云っている。「税理士会の意見を充出聞く」と。テープがあるの

青税 織本先生が「税理士界六九

〇号」に書いているが、政府案というのは税理士会で「基本要綱」に手を加えるということなのか。

織本 こちら側の要望が終った段階で、先づ何らかの形で出てくるだろう。その段階で、理事会なりで検討することになる。

青税 我々の要望だが、政府案が出て来た場合、要求したものと遠いという様なときには、基本要綱を死守する姿勢をとってもらいたい。すなわち変える様なものだったら「基本要綱」を貫く為に日税連トップが運動の先頭に立って旗を振ってもらいたい。

山本 まあ努力してみましよう。

青税 全面的に努力して貰いたい。織本 自民、社会、民社党とも折衝しているので、政党の側からも運動している。

青税 全青税も一生懸命、税理士の将来について考えているので、問題の都度、懇談の申し入れをするが、駄目なら駄目という返事でもよい。解答をもらいたい。

山本 ゆとりをもった考えをもってもらいたい。

青税 出来るだけ早く、次回の懇談をお願いしたい。

山本 承知しました。

(文責広報部)

各地で青税続々うぶ声!!

「仙台青税誕生!!」

東北は森の都仙台に、いよいよ青年税理士クラブが生まれることになった。

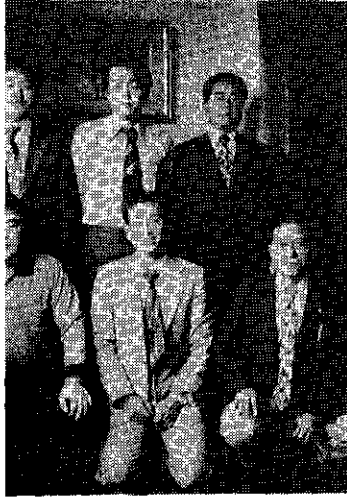
去る十月二日、仙台市郊外秋保温泉岩屋ホテルにおいて仙台青年税理士クラブの結成準備会が開催された。

世話人代表の三浦二郎君からあかじめ連盟本部に連絡があり、当日は東京から湖東会長、盛岡から西川副会長が出席し、結成準備のため綿密な検討を行った。仙台からは三浦君をはじめ五名の発起人が参加し、十二月上旬創立総会を持てるよう活動を開始することになった。

当面会員十五名ほどを目標にし、仙台市内ばかりでなく宮城県全域に呼びかけ、年令も精神的青年層を対象とし、おおむね五十才までの人に呼びかけていく。

発起人のメンバーの意向としてはクラブの活動は月例会を中心会員懇親を深め、税理士の将来を明るくしていくよう真剣に語り合う会合にしていきたいという。

当日は業務のあり方やコンピュータ談議に花が咲き夜ふけまで口から泡を飛ばし、なごやかなうちに創立総会の成功を誓い合って散会した。



盛岡青税いよいよ結成

全国青税は十周年を来年に控え組織の拡大に全力をあげているが、その一つとして今まで個人会員として登録されていた岩手県の会員を単位青税にしようという方向が打ちだされた。

去る十月二十五日、西川広全青税副会長を中心に盛岡の個人会員七名が、盛岡共済ビルにてそのための準備会をもった。

当日は湖東会長も出席し、この際会員を大巾に増やすためにも一つの単位青税として活動していくという方針で具体的には十一月中に一度全員に呼びかけて討議を行なった。

このあと、すきやきを喰べながら、大いに飲み、将来の税理士像について語り合い散会した。

これで仙台、千葉、盛岡の各地にクラブが正式に発足する見込みとなり、残された他の地域でも早速にとり組まれるよう組織部では大いに期待し、また努力をする。



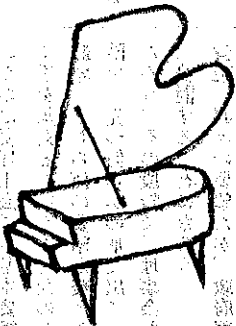
千葉青税もゴー!!

去る十月五日千葉青年税理士会への設立準備会が千葉県習志野市の三谷事務所が開かれた。

当日菊地、白土、牧野、桜井、齋藤、三谷、伊藤の各氏が集り自己紹介が為された後、三谷氏より、今から約五年前に、同じ様に千葉青年税理士クラブの準備会があったが、その時、賛同者が集まらず設立が出来なかった状況について説明があり、次に牧野氏より青税の趣旨と意義についての説明があり、参加者一同、懇切に是が非でも千葉青税クラブを作らなければならない意義を再確認した。

次に組織の作り方について討論が為され、千葉県には東京税理士会と東京地方税理士会がある為、難しい面があるが、その辺のところを充分考慮に入れ、当面千葉市、松江市、市川市、その他の地区の四つに区分し、それぞれ会員の獲得と、青税思想の普及に努めることになった。

今後毎月一回準備会を開き、来年春季の設立を目ざし努力することを全員で確認した。尚次回準備会は、十一月四日の予定である。



主張

昭和四十七年四月の「税理士法改正に関する基本要綱」、昭和四十八年六月の「税理士法改正要綱」と法改正に関する日税連の基本路線が策定されて四年有余の才月が経過しようとしている。少なくとも、これまでは「基本要綱」

「要望書」の作成に止まり、それ以上の動きは殆んど見られなかった。それが山本執行部になり、急に「あわただしい動きで始めている。いったいどうして急にあわただしくごきごきだしたのだろうか。」

「税理士界」第六九〇号が「税理士法改正推進特集」を組み、改正運動の進捗状況を報じているのは衆知のところである。そして更に

日税連、あるいは各単位会執行部に於いては、その下部組織部である支部等との懇談会を盛んに開き日税連の法改正作業の現状を報告すると共に、その路線を一般会員に認知させようと一生懸命様子が伺える。

日税連執行部が「法改正作業」に積極的に取り組み、事態が進展しているといふ事実については、

我々としても素直にこれを評価しなければならぬとしても、現在進行中の作業の内容、運動の方向こそが実は問題である。

「税理士界」第六九〇号の記事に見られる通り、六つの分科会を組織し、夫々の分科会に於いて、その担当する外部団体との接渉が持たれており、その接渉過程が報道されている。特に問題となるのは、国税会議担当の第五分科会に

税理士法改正

日税連の動向を注視しよう

のであり、「基本要綱」の路線から全く逸脱した作業と断じざるを得ない。日税連執行部では、これら一連の動きは単に交渉相手の腹を探り、改正作業の資料集取の一助とするに止まるものに過ぎないと主張するが、果してそうなのか。

去る十月二十一日、新宿パークホテルに於いて、日税連幹部（出席者、山本会長、織本担当副会

に「法改正の焦点は、特試験止であってこれが大前提」と断じている。この点に関する限り、何らの異論をさしはさむ余地はない筈である。

想えば、「基本要綱」から「改正要望書」に至る一連の動きは、云わば我々の永年の悲願を込めて策定された、貴重な基本路線である。前記の日税連幹部の意見をそのままストレートに容認出来れば

於いて、試験科目の免除に関する話し合いが行なわれ、特別試験停止と引き換えに、国税職員についてその従事期間が二〇と二五年に達した者について全科目の試験免除が話題に上っている点である。

この点については「基本要綱」

「改正要望書」の何処を探しても見出し得ない項目である。分科会レベルでこの様な交渉が持たれると、正に越権行為そのもの

長、四元専務理事、春好法対策委員（員長）と全書税との懇談会を開催したが、その席上、我々の質問に対し、織本副会長は、「税理士法改正はあくまでも、基本要綱、改正要望書を中心とした路線で進め

これに優るものはない筈である。然るに、前記意見とは裏腹に、「特試験止」の一般試験一本化を目指す限り、試験科目の免除規定がなければ政府提案は不可能（四元専務）とかが、税務行政を阻害するような形で改正運動は不可

（山本会長）と云ふような意見が同時に出て来るのである。その結果、分科会レベルの交渉が単に相手の腹を探り、資料の集取作業

に過ぎないと云われても「ああ、それで分科会では云えないかゆである。」

「基本要綱」があくまで基本路線であると幾ら云われても、現在の改正作業の進捗状況を見る限り「基本要綱」が我々と我々の手の届かぬ処へ押しやられていく事実を感じない訳には行かない。

「税理士法改正も」とより各種利害関係団体があることであり、我々の主張ばかりが容易に受け容れられるものとは思えないし、あ

「基本要綱」と心中するような硬直的な姿勢をとり続けることは充分に考慮しなげればならないにしても、制度の改正実現は国民のため納税者のため、制度を考へることが基本線であり、妥協点を探るための作業は終始すべきではないと考へる。

「要望書」は改正案を制度例の中味こそが重要なのであって、安物売りのスリパットのようにもある。ここにはあるというだけで、事後的に改悪融資するものとはならないことを銘記すべきである。

「基本要綱」の様な税理士法は、決して無意味である。今後の改正運動が改悪運動とならぬように祈りつつ、事態の進展を見つめて行き度い。

税理士法改正に関する「基本要綱」

(1)

昭和四十七年六月 日本税理士会連合会

目次

- 改正の「基本的考え方」
- 一、使命の明確化
 - 二、資質の確保、向上
 - 三、自主権の確立
 - 四、業務の拡大と整備
 - 五、権利義務の拡充と整備
 - 六、税理士業務の制限の徹底
- 第一 税理士の使命
- 第二 税理士の倫理
 - 第三 税理士の業務
 - 第四 税理士の資格
 - 第五 税理士の試験制度
 - 第六 税理士の登録制度
 - 第七 税理士の権利および義務
 - 第八 税理士の懲戒と税理士会の自主性
 - 第九 税理士業務の制限等

改正の「基本的考え方」

一、使命の明確化

租税は憲法に由来している。租税法主義、または、「代表なければ課税なし」の原則確立のための経緯が、近代憲法成立史の主要テーマをなしており、納税義務（憲法第30条）は租税法主義（憲法第84条）の楯の反面として理解さ

れるべきものとされている。

税理士は、租税に関する職業専門家であり、納税者の代理人として実定法による納税義務の実現および権利救済に奉仕することは当然であるが、さらに租税の憲法的意義をふまえて、租税制度全般にわたって国民の権利を擁護すべき立場を堅持すべきものと認められ

る。

したがって、現行税理士法の「税理士の職責」についての第一条の規定を基本的に改め、「税理士は租税に関する国民の権利を擁護し納税義務の適正な実現をはかる」ことを「税理士の使命」として宣言的に規定して、税理士制度の本質を明確にすることが強く要請される。

なお、税理士はもとも受任者として委任の本旨にしたがって善良なる管理者の注意をもって、委任事務を処理すべきであるが、ここに、さらに誠実さが加えられることが要請され、職務上一般人以上の高度の道義に律されるべきは当然である。

また、租税は近代国家にとって不可欠なものであるため、税理士は、租税制度の維持ならびにその進歩改善に努力しなければならないことも当然である。

したがって、これらのことも税理士の使命に加えて規定されるべきものである。

きものである。

そして、このような本質的性格を有する税理士制度に脱皮するために、「税理士の使命感」を新しい理念として、税理士法の各条項にわたって検討を加え、改正を要する事項と、その理由とを明らかにした。

なお、各条項の討議にさいしてとられた「基本的考え方」は次のとおりであり、それらのすべての根源は、「税理士の使命」に求められるのであるが、そもそも税理士制度は国民のためにある以上、本要綱の作成にあたっては「国民のための税理士制度の確立」という理念がその底に一貫して流れていることを忘れてはならない。

また、税理士制度を医師、弁護士等の制度と比較するとき、その歴史が浅いためか、業務、資格等についての純粹、独立性ともいうべき点で、後進的性格を残している。

このような現状を打破して、税理士制度の本質およびその機能が社会的に高く評価され、眞の自由職業として他の職業に侵犯されない固有の職業分野を確立し、この制度の社会的地位が向上することを強く期待して作業が進められたことも銘記すべきである。

二、資質の確保、向上

税理士の使命は崇高で、その業務は国民の権利、義務に直接関連があるため、その資質の確保、向上をはかる改正がなされるべきであり、税理士の資質の向上については、知識、技能と人格、品性の両面にわたって検討されるべきものである。

(1) 税理士試験等資格取得制度の根本的改正

自由職業といわれる弁護士等の資格取得制度は、高度の試験によることが原則であり、無試験で資格を取得できる特権のある者を、最高裁判所判事、大学教授等きわめて小範囲のものに限定し、その他は、機会均等の意味からもひろく門戸を開放する一方、あわせて上記の原則を貫いている。

しかるに、現行税理士法は、試験制度を採用してはいるが、弁護士等の試験と比較するとき、安易に過ぎるとの批判を免れないとともに、無試験で資格を付与される者等特権ある者が広範囲にわたっている。

また、昭和三十一年に五年間を限って暫定的に設けられた特別試験が未だに廃止されないで存続している。

税理士がその使命を完遂し、社会的機能を十分に果たすためには、一般教養のほかに高度の税法および会計に関する専門的知識を有すべきことは当然である。

それゆえに、試験制度、資格取得制度を抜本的に改正し、弁護士等の制度に比肩しうるものとするを理想として検討を加えてきたのであるが、特別試験制度の存在が、大きな障害となつて、理想的制度への前進を不可能ならしめた。

特別試験は、税理士制度の本質に背馳する多くの重大な欠陥と矛盾を内蔵しており、このまま存続するときは、税理士制度を崩壊に導くことは必定である。

理想的試験制度、資格取得制度への飛躍前進のために、特別試験は一日も早く廃止される必要があり、今回の税理士法の改正にさいしては、他の一切の事項に優先するといつても過言でない。

(2) 税理士倫理の確立

税理士として、高度の使命を果し、その職責を遂行するためには深い教養を保持するとともに高い品性の陶冶に努めなければならぬことは当然である。

税理士会が懲戒権を取得し、自主性を確立することとあわせて、

税理士倫理の確立が期待されるゆえんである。

よつて、ここに、あらたに税理士の倫理規定を導入し、精神的な規定をもつてその旨を明確にするとともに、紀律規定の整備を図ることが必要である。また、税理士でない者の税理士業務の制限に関する税理士の倫理の問題として、

「税理士は、税理士でない者に雇用されて、その者の業務の一環として税理士事務を行うこと、ならびに税理士でない者との提携を禁止する」こととするとともに、公務員であつた者が離職後税理士業務を行なうにあつては、在職中の地位を利用した不当行為のないよう、その制限を強化すべきである。

三、自主権の確立

税理士の使命は、国民の租税に関する権利の擁護と義務の履行をはかることを目的としている。

また、公務員は、日本国憲法において、「この憲法を尊重し、擁護する義務を負う」(第99条)とが定められているのであるから、税務当局が、国民の権利を擁護し、納税義務の適正な実現をはかる責務を有することもまた当然である。

したがつて、税理士と税務当局とは同じ使命と責任を有することとなるが、立場の相違から、税法の解釈適用あるいは事実の認定に關連して、対立關係に立つ場合のあることは避けられないことである。

このような場合に、納税者の代理人である税理士は、納税者の権利を擁護するために税務官公署と對等の立場に立つ自由職業人として、権力的な拘束をうけることなしに、自由闊達に、その主張を述べ、折衝にあたるべきことも当然で、このような立場がなければならぬに保障されなければならない。

しかるに、現行税理士法では、税理士の懲戒権および税理士業務の適正な運営を確保するための質問検査権が国税庁長官にあり、また、税理士会および日本税理士会連合会の会則等に関する監督、ならびに、その他一般的監督権は大蔵大臣が保有するなど、税理士および税理士会は税務当局から監督される立場に置かれている。しかし、税理士がこのような立場におかれては、納税者の権利を擁護することを困難にし、その使命の達成が危ぶまれる。

弁護士・税理士等は、本来的に

自由職業人であつて、公共の福祉に反しない限り、監督官庁を持たないことが当然とされるべきで、弁護士の場合は、新憲法施行後に懲戒監督について自主性を持つに至っている。

したがつて、税理士法も弁護士法の先例にならば、会則その他一般的監督権および懲戒権ならびに税理士業務に関する質問、検査権等は、税理士会および日本税理士会連合会の自主性に委ね、その手続および救済規定を整備する必要があるのである。

なお、懲戒処分効力の発生時期は、判決の確定したときであることを明確にするとともに、懲戒処分の手続きに付された税理士はその手続きが終了するまで登録抹消の請求ができないように規定を整えるべきである。

また、税理士の登録については登録即入会の制度に改めるとともに、登録の進達および取消についての規定を整備すべきである。

四、業務の拡大と整備

税理士がその使命を全うするためには、税理士業務を拡大するとともに合理的に整備する必要がある。

すなわち、税理士は、ひろく国

税および地方税に関する事務を行なうことを税理士の業務とすべきである。

ところで、現行税理士法は、対象税目について限定列挙しているが、これは包括的な規定に改めるべきである。

また、税理士は、納税者の権利を擁護すべき使命を有するのであるから、事案関与の最初から訴訟の段階に至るまで一貫して代理機能を尽すことが望ましいので、弁護士法にならつて、税務訴訟事件に關しては税理士が訴訟代理人となる途をひろくべきものと認められる。

なお、税理士が税理士業務を行なう過程で企業の会計業務を扱っていることは周知の事実であるので、その実態にあわせて会計業務を税理士の付随業務に加えることが適當である。

五、権利義務の拡充と整備

税理士が、その使命および職責を果すためには高い資質が要請されるとともに、税務官公署の監督から離脱すべきことはすでに述べたとおりであるが、なお税理士の権利義務についても拡充・整備される必要がある。

すなわち、税理士は、ひろく国

現行税理士法は、義務のみ多くして権利なきもの、といわれている。

このことは、調査の事前通知や計算し、整理した書面を提出した場合における意見の聴取などの規定はあるが、その措置の有無は行政処分効力に影響がない、とされている点からもうかがえる。

弁護士は、刑事訴訟法において弁護人として、被告人の正当な利益を保護するために包括的な代理権を有するほかに、固有権を有するものとされている。

したがって、税理士の場合も、規定の整備を行なって、調査の事前通知および意見の聴取を税理士の権利とし、その措置の有無が行政処分効力に影響をおよぼすことを明確に規定するとともに、税理士は、そう関与する事案について、税務官公署に対し、書類の閲覧、謄写および撮影の請求をする権利を有するものとすべきである。

また、義務に関する規定のうち帳簿作成の義務、報酬の制限等については税理士会の自主性に委ねるほか、税理士の事務所の名称を統一し、この数は一ヶ所に限定すべきである。

六、税理士業務の制限の徹底

税理士業務を、いわゆる独占業務として、税理士でない者がこの業務を行なうてはならないとした理由は、これらが国民の権利義務に重大な影響があり、きわめて高い公共性が要請されるとともに、税法の内容が複雑多岐にわたっているために、高度の専門的知識を有する者でなければ正確適正にこれを処理できないことと、とくに財産権にかかわるものであるためこれを扱う者の人格、品性の陶冶が要請されることによる。ところが、一方では非税理士行為や類似行為があつてを絶たず、そのため、国民の正当な権利が不当に侵害されている事例が多く見受けられる。

したがって、専門的知識と人格品性についてなんらの保証が得られなない非税理士による税理士業務の制限が一層厳格に要請されなければならない。

第一 税理士の使命

「標題」を税理士の使命とし、つぎのように改める。

(1) 税理士は、納税者の権利を擁護し、法律に定められた納税義務の適正な実現をはかることを

側からも非税理士との提携等についての禁止規定を設けるべきことについて、税理士の倫理の項で述べたとおりである。

なお、臨時の税務書類作成等の資格付与制度は、税理士業務を独占業務とした税理士法の趣旨に反するので廃止されるのが当然である。また、いわゆる通知弁護士・通知公認会計士制度も、税理士制度の統一的な運用のために廃止すべきである。

このことについては、税理士の側からも非税理士との提携等についての禁止規定を設けるべきことについて、税理士の倫理の項で述べたとおりである。

使命とする。

(2) 税理士は、前項の使命にもとづき、誠実にその職務を行ない納税者の信頼にこたえらるとともに、租税制度の改善に努力しな

なければならない。

(理由) 現行税理士法は「中立的な立場」という曖昧な表現と、大蔵省・国税庁の税理士会および税理士に対する直接の監督権とがあいまって、税理士制度をたんに税務行政の補助機関としてとらえているきらいがある。

近代国家では、国民と国家は平等の法主体であり、ともに法の支配をうけ、租税を国民の発意ある立法事項とすることに、権利義務関係、すなわち法律関係としている。

第二 税理士の倫理

あらたに税理士の倫理規定を明確にし、つぎのように規定する。

税理士は、その使命にかんがみ、つねに深い教養の保持と、高い品性の陶冶に努め、税理士業務に関連する法令と実務に精通しなければならない。

(理由) この規定は、「税理士の使命」にかかげる、高度な社会公共的職務を果すためと、自主権を護得し、自主性を高めて行くための前提要件として、税

は、納税者の代理人として税理士制度を生み出し、税理士をして、納税者の良き代理人としての職業専門家を期待している。したがって、税理士は、租税法主義にもとづき、納税者の権利を擁護し、適正な納税義務の実現を図ることを使命として明確に規定するとともに、誠実にその職務を行ない、租税正義の実現のために、租税制度の改善に努力すべきことを明定することは、税理士制度に対する社会的要請に応えるゆえんである。

理士がいかにあるべきかを定める精神的規定である。

※ 第三 税理士の業務 以下は、次号より順に掲載いたします。



《論 壇》

国税審判所に苦言

与田光雄(福岡)

たった一つしか持たない家を売ったのに、百五十万もの大きな税金がかかるなんて……」

「よし、×××税務署の中庭で首を吊って、怨み殺してやる」

私の友人は狂気のように悲痛な叫びをくり返していた。

不動産売買業が不景気で思わしくなく、柳川の持家を売って久留米に家を建てた。

税金というのは柳川の家を売った際の譲渡所得税である。

ここで所得税の申告から審査請求まで、この事件を委任された税理士として、国税審判官にいささか苦言を述べたい。

実は私も過去十数年前何回か納税者のために協議団(国税審判所の前身)に審査を請求したが殆んど全部私の主張通りになった。その頃の良心的な審判に対しては、協議団なるものに高い評価を与えていた。併しその後次第に税務署や国税局の御用団体と化し、納税者側からは「同じ穴のむじな」と有難くない批判を受け、昔の同僚

からは「ウバ捨て山」と陰口を言われて全く蔭が薄くなり、現在の様な国税審判所と名前が変わった。

名前は変わったけれども第一身分的に完全な独立を得なければ、真に良心的な審判は出来ない。従って

国税審判所なるものは、制度的な本質から考えて、国費の無駄であると思っているが、この考えに違

わず、去る九月十四日、通達がどうの、規則がこうなっているとか長たらしい理由を附して棄却して

きた。

税法や措置法には、はっきりと民主主義的な規定がされているにも拘らず、議会の洗礼を受けない

法令や通達には、色々な制限や骨抜き又はカラクリ等が網の様に張りめぐられて独裁的な行政がまかり通っているのは、専門家は周知の事実であります。

大企業優遇税制の裏面には、中小零細業者には、実にか酷な税金

が押へついています。

実際若しも二つ以上家を持っていたのならば、そのうちの一つを

売って税金を納めるのは理の当然でこのことは三才の童子と雖も判る理窟である。

一つの家しか持たないのを売って何故に特別控除(一、七〇〇万円)が出来ないのか。

ここが最も納得がゆかないのでどうせ、近日中に裁判に持込みますが、最後に私の苦言を聞いて下さい。

決してあなた方を批難する意味ではありません。あなた方に対する親心であると信じます。

権力に屈せず、良心に従って審判して下さい。

ただ、それだけです。若しそうでなかったら、かつての協議団の様に、国民の信用を失って、審判所は廃止の運命にあると言えましよう。

■ 原稿募集 ■

会報掲載の原稿をお寄せください。特に個人会員の方の原稿をお待ちしています。

原稿×切・毎月二十日

原稿送付先・連盟本部事務局、または石井吉夫(東京都練馬区中村北四二一九)まで。

広報部

▶ 全国の先生方にご利用いただき、ご好評です ◀

中小企業の経営・法律・節税対策のための記事を中心に編集しております。

先生の事務所のニュース

月刊『税経月報』をご利用ください

■料金(1年払)	20部	26,400円	60部	44,400円	100部	57,600円
	30部	30,000円	70部	46,800円		
	40部	33,600円	80部	50,400円		
	50部	39,600円	90部	54,000円		
						○半年払の制度 もあります。

◇ご一報ください——見本ご送付致します。

一九七六年一〇月二三日

クレッカー先生招へい実行委員会

委員長 久保田秀雄

全国婦人税理士連盟 会員諸兄姉

全国青年税理士連盟

会員諸兄姉にはお元気で業務に精励をされて
いることと存じます。

さて、たいへん遅くなりましたが、ライ
ンホルト・クレッカー先生招へい実行委員会の
収支報告を申しあげます。

この企画は私共はじめての試みではありま
したが、税理士法改正の重要柱の一つである
『自主権と自主性』につきまして大きな成果
をあげることが出来たと確信しております。

それもひとえに全国各地の諸兄姉からの物
心両面に亘る絶大な御援助があったからこそ
でありまして、クレッカー先生からもくれぐ
れも皆さまに謝意を伝えてくれるよう申しう
けております。この収支報告に現われていな
い多くの支出を頂だいして下さることを感
謝の意をこめて御報告いたします。

現在『ラインホルト・クレッカー講演録』
(紫紺色96頁)が完成いたしました。

当委員会の剰余金二万四程は全額この出
版諸経費のため使用させていただきましたこと
も併せて御了承賜りたいと存じます。

この本は私共税理士業務の将来にとって必
らずや灯をともしてくれるものと信じます。
一冊五〇〇円(送料別)でございますが、青
税連事務局(〇三―三五四―四一六二)にて
購読申込みを受け賜っております。よろしく
御願ひ申上げます。

昭和 51 年 10 月 18 日

全国青年税理士連盟殿
全国婦人税理士連盟殿

クレッカー招聘実行委員会
委員長 久保田 秀 雄

下記のとおり収支決算が確定いたしましたので報告いたします。

クレッカー先生招聘実行委員会収支明細書

自 昭和 51 年 5 月 19 日
至 昭和 51 年 10 月 15 日

収 入 の 部		支 出 の 部	
科 目 ・ 内 訳	金 額	科 目 ・ 内 訳	金 額
第三次視察団よりカンパ	1,738,930	旅 費(招聘分)	
単位会講演料として		大石氏	498,722
婦税より	60,000	クレッカー先生	890,709
大阪合同税理士会	300,000	滞 在 費	1,382,519
東京地方 //	200,000	ホテルオークラ・ミヤコホテル	
名古屋 //	200,000	キャッスルホテル他食事代	
東 京 //	300,000	大石氏通訳日当	300,000
一般カンパ(全青税)	720,080	クレッカー先生滞在日当	200,000
// (婦税連)	112,000	チラシ印刷費	
浜松・神奈川本売却及びカンパ	78,000	(株)共進支払	191,000
N P 通信社より	300,000	交 通 費	
		国内移動	128,040
		印刷通信費	49,770
		アルバム写真代	35,755
		V I P ルーム使用料	35,200
		名刺代(クレッカー先生)	6,000
		花束・センス・幕等雑費	70,000
		剰余金(クレッカー講演録へ引継)	221,295
合 計	4,009,010	合 計	4,009,010